

電気通信大学ギガビット研究会規程

平成23年10月18日

改正

平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、ギガビット時代の製品設計に必要な高周波アナログ技術に係る大学の研究成果と知識を産業界等で広く活用してもらうことにより、社会に貢献することを目的とした事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の事業を実施するため、電気通信大学産学官連携センター(以下「センター」という。)内に「ギガビット研究会」を置く。

(実施内容)

第3条 ギガビット研究会は、高周波アナログ技術に関する研究を推進するとともに、シンポジウム、セミナー及び技術者養成講座等を開催することにより研究成果の活用を図る。

(事務)

第4条 ギガビット研究会に関する事務は、センターが行う。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、ギガビット研究会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年10月18日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。